

# 外壁塗装地域安心なび利用規約

株式会社ネクストライフは（以下、「当社」という）は、当社が運営するウェブサイト「外壁塗装地域安心なび」（以下、「当サイト」という）のサービスの利用について、当サイトの利用企業（以下、「会員」という）に対し、次のとおり本規約を定めます。

## 第1条（会員の定義）

会員とは、当サイトへの入会を申し込み、この利用規約に同意され、当社の承認を受けた法人・個人をいう。

## 第2条（提供サービス）

当社は、当サイトに会員の会社情報を掲載し、サイト利用者が当サイトから会員に対して、直接的に工事の相談や見積り依頼等の問い合わせを行う仕組み（以下、「本件サービス」という）を提供する。ただし、当社は、問い合わせの件数については、会員に保証しないものとする。

## 第3条（利用申込）

1. 本件サービスの利用申込をする場合は、別途規定する申込書に必要事項を記載して申し込むものとする。その際、利用希望者は、当サイトに設ける会員紹介ページに掲載する内容を、別紙登録シートに記入し、必要な素材を用意するものとする。
2. 建築関連法規、廃棄物処理法、消費者契約法等に関して、過去2年の間に処罰を受けたことのある場合は、当サイトへの申込み・ご利用はできないものとする。

## 第4条（契約成立）

本件サービスの利用契約は、利用申込に対して当社がこれを受理・承諾した時に成立するものとする。当社は、利用申込時に利用希望者に対し事前審査を行い、登録の可否の決定を行う。会員間での登録地域や競合等の関係で登録をお断りする場合もある。

## 第5条（利用開始）

当社は、前条により契約が有効に成立した場合には、当サイトにおいて、会員の紹介文を掲載し、サイト利用者が会員に対して問い合わせを行える設定を行う。設定が完了した時点より、本件サービスの利用開始とする。

## 第6条（利用停止）

1. 当社は、次の各号に該当する場合には、会員の同意を得ることなく、本件サービスの利用を停止することができる。
  - (1) 「外壁塗装地域安心なび」でのお客様対応に関する基本方針に反する行為が確認された場合
  - (2) 見積りや契約の内容と、実際の工事の内容に大きな差異が確認された場合

- (3) 見積りや契約内容に虚偽や不当・誇大表示があり、誤認・錯誤されるおそれのある場合
- (4) 法律、条例に違反もしくはそのおそれのある場合
- (5) 公序良俗に反する表現と判断される場合
- (6) 他人の名義や写真、肖像、商標、著作権等を許可無く利用した場合
- (7) 問い合わせを行ったサイト利用者の個人情報を、問い合わせに対する回答を行う以外の目的で、サイト利用者本人の事前承諾なしに使用した場合
- (8) サイト利用者より不適切な対応があったと連絡があった場合
- (9) 月会費の場合、支払いが2ヶ月以上遅延を生じた場合
- (10) その他当社が不相当と判断した場合

2. 前項の規定により、利用を停止した場合は、当社は会員に対し、電子メールによりその旨を通知するものとする。

#### 第7条（サイト利用者への対応）

1. 会員は、サイト利用者からの問い合わせに対して、自己の責任を持って真摯に対応するものとする。
2. サイト利用者との間に紛争が生じた場合、会員は自己の責任を持ってこれに対処し、当社に迷惑をかけないものとする。仮に当社に損害が生じた場合、当社は会員にその損害を請求できるものとする。
3. 当社がサイト利用者から会員の対応についてクレームを受けた場合、会員は自己の責任を持ってこれに対処し、当社に迷惑をかけないものとする。仮に当社に損害が生じた場合、当社は会員にその損害を請求できるものとする。

#### 第8条（内容の保証）

1. 会員は、当サイトに設ける会員の紹介ページにて掲載する会社紹介文、写真画像等に関して第三者の著作権その他の権利を侵害するものでないことを当社に保証する。
2. 会員より提出された会員の紹介ページ用の内容や素材に関し、当社が第三者から著作権その他の権利を侵害するとしてクレームを受けた場合、会員は自己の責任を持ってこれに対処し、当社に迷惑をかけないものとする。仮に当社に損害が生じた場合、当社は会員にその損害を請求できるものとする。

#### 第9条（契約期間）

契約の有効期間は、契約締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに、当社・会員どちらからも契約解除の意思表示がない場合には、契約は同一条件をもってさらに一年間継続するものとし、それ以降も同様とする。

#### 第10条（利用料金）

1. 会員は当社に対し、本件サービスの利用の対価として、申込書に記載された利用料金及びエリア登録費用とこれに掛かる消費税等と併せて、申込書記載の支払条件に従い支払うものとする。

- る。ただし、銀行振込費用等支払に関して生じる費用は会員の負担とする。
2. 前第1項の対価は、契約が終了した場合を除き、会員に返還されないものとする。

#### 第11条（利用料金の変更）

1. 当社は、申込書に記載した利用料金の変更をする場合には、会員に対して1ヶ月以上前に、書面もしくは電子メールによる予告をするものとする。
2. 会員は、前項により当社から利用料金変更の予告を受けたときは、当社との協議の上、その予告を受けた日から14日以内に、当社に対し解約届けを提出することより、契約を解除できるものとする。

#### 第12条（通知方法）

当社からの会員への通知は、申込書および登録シートに記載された電子メールアドレスに対する発信にて行う。

但し、通知の内容によってファックスもしくは書面等の連絡手段を利用することもある。

#### 第13条（担当者設置義務）

1. 会員は、本件サービスに関わる担当者を最低1名置く。
2. 会員は、会員の名称、住所、担当者名、その連絡先に変更があった場合、速やかにその旨を当社に通知するものとする。

#### 第14条（個人情報の取り扱い）

1. 当社及び会員は、サイト利用者の個人情報を適切に管理するものとする。
2. 会員は、サイト利用者からの問い合わせに対する回答を主とした会員サービス紹介のみに使用し、それ以外の目的では、サイト利用者本人の事前承諾なしに利用してはならない。
3. 会員は、サイト利用者の個人情報をサイト利用者本人の事前承諾なしに、第三者への提供はしてはならない。

#### 第15条（運営の中止・停止）

当社は、保守作業、機械障害、を中止・停止することができるものとする。当社は本件サービスの中止を行う場合は、電子メール等により連絡をするものとする

#### 第16条（契約の解除）

当社または会員につき、次の各号に該当する事由が生じたときは、相手方に対して何ら通知催告を要することなく直ちに契約を解除できるものとする。

1. 第6条各号の（1）に該当するとき。
2. 会員に重大な過失または背信行為があったとき。
3. 会員が当社に対する第10条の利用料金の代金支払債務その他一切の債務、または負担する他の債務を履行しなかったとき。

4. 会員が、差押または仮差押を受けたとき、仮処分、租税延滞処分等の処分を受けたとき、又は、整理、民事再生手続、会社更生手続の開始、破産もしくは競売を申し立てられ、又は自ら、整理、民事再生手続、会社更生手続の開始もしくは破産申し立てをしたとき。
5. 会員が自ら振り出しもしくは引き受けた手形や小切手につき、不渡り処分を受けるなど手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は支払い停止状態に至ったとき。

#### 第 17 条（権利義務の譲渡等）

会員は、あらかじめ当社からの事前の承諾がない限り、契約に基づく権利又は義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し又は承継させてはならないものとする。

#### 第 18 条（その他の終了原因）

当社が、本件サービスを終了した場合には、契約は終了するものとする。

#### 第 19 条（協議）

本件に関して疑義が生じた場合、もしくは契約に定めのない事項については、互いに誠意をもってその都度協議決定する。

#### 第 20 条（管轄裁判所）

契約により生ずる権利義務に関するすべての紛争については、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第 21 条（契約の変更）

当社または会員は、別途協議に基づく書面による合意を条件として、契約の内容を変更することができるものとする。

平成 31 年 4 月 1 日

株式会社ネクストライフ

代表取締役 坂本 一成

福岡県福岡市博多区博多駅東 2 丁目 9-25-905

TEL 092-205-4500 FAX 092-510-7477